

一般財団法人 静岡県建築住宅まちづくりセンター 住宅性能評価業務料金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める「一般財団法人 静岡県建築住宅まちづくりセンター住宅性能評価業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、一般財団法人 静岡県建築住宅まちづくりセンター(以下「センター」という。)が実施する評価業務に係る申請料金について、必要な事項を定める。

(設計住宅性能評価の申請料金)

第2条 業務規程第7条に規定する設計住宅性能評価の申請料金(消費税を含む。)は、申請1件につき、次の各項に掲げる額とする。

- 2 一戸建て住宅(併用住宅を含む)及び共同住宅等の設計住宅性能評価の申請料金は、別表第1による。
- 3 変更設計住宅性能評価の申請料金は、当該計画の変更に係る直前の設計住宅性能評価をセンターが行っている場合は、1回の変更につき、当該計画変更に係る部分の床面積に応じて、別表第1に掲げる料金の2分の1の額とする。
- 4 変更設計住宅性能評価の申請において、当該計画の変更に係る直前の設計住宅性能評価をセンター以外の者が行っている場合は、新たに設計住宅性能評価の申請を受けたものとして、別表第1の額を適用する。

(建設住宅性能評価の申請料金)

第3条 業務規程第14条に規定する建設住宅性能評価の申請料金(消費税を含む。)は、申請1件につき、次の各項に掲げる額とする。

- 2 一戸建て住宅(併用住宅を含む)及び共同住宅等の建設住宅性能評価の申請料金は、別表第2による。
- 3 変更建設住宅性能評価の申請料金は、当該計画の変更に係る部分の直前の建設住宅性能評価をセンターが交付している場合は、当初の申請料金の2分の1の額とし、センター以外のものが交付している場合は、別途協議による。
- 4 建設住宅性能評価の対象となる住宅等の計画に係る設計住宅性能評価を行なった者がセンターでない場合は、別表第2の金額に、以下の金額(消費税を含む)を加算する。
 - (1) 100㎡以内の戸建て住宅の場合 10,000円
 - (2) 100㎡を超える戸建て住宅の場合 12,000円
 - (3) 共同住宅等においては、当該建築物に係る部分の床面積及び評価する性能表示事項に応じて別表第1の金額の2分の1の額を加算する。

(評価料金の減額)

第4条 業務規程第30条第1号及び第2号に規定する減額ができる料金の額は、次の表の各号の左欄に掲げる区分に応じて、申請1件につき、同表各号の右欄に定めるとおりとすることができる。

(1)	(建築確認と同時申請) 設計住宅性能評価の申請とともに、建築基準法第6条の2第1項の確認申請を行う場合	別表第1に掲げる設計住宅性能評価料金の5%を減額する
(2)	(建築検査と同時申請) 建設住宅性能評価の申請とともに、建築基準法第7条の2第1項及び第7条の4第1項の検査の申請を行う場合	別表第2に掲げる建設住宅性能評価料金の5%を減額する
(3)	前各号に掲げる場合以外の場合	別途、センターと協議して、定める額とする

- 2 業務規程第30条第3号に規定する減額することができる料金の額は、住宅型式性能認定を受けた型式に適合する部分を含む住宅性能評価の場合において、別表第1の設計住宅性能評価料金の額を5%減額することができる。ただし、住宅型式性能認定と合わせて型式住宅部分等の製造者認証を受け申請を行う場合は、次項の減額のみを適用するものとする。
- 3 業務規程第30条第4号に規定する減額することができる料金の額は、型式住宅部分等の製造者認証を受けた者が申請を行う場合において、別表第1の設計住宅性能評価料金の額を5%減額することができる。
- 4 業務規程第30条第4号に規定する減額することができる建設住宅性能評価料金の額は、省略する検査の回数によって次の各号の額を減額することができる。ただし、省略する検査の回数は、型式住宅部分等の製造者認証に書かれた省略できる検査の項目により決めることができる。
- (1) 検査1回を省略する場合 別表第2に掲げる建設住宅性能評価料金の10パーセントを減額する。
- (2) 検査2回を省略する場合 別表第2に掲げる建設住宅性能評価料金の20パーセントを減額する。
- 5 業務規程第30条第5号に規定する申請者等が一定の期間内に申請した回数が一定数を超える申請回数が見込める場合の料金の額は、センターと申請者等との協議により、次表の左欄に掲げる区分に応じ、同表各号の右欄に定めるとおりとすることができる。なお、減額することができる期間は1年間とする。

戸建住宅の設計及び建設住宅性能評価申請で、1年間に10回以上の申請を行った場合	別表第1、別表第2の評価料金の5%を減額する
戸建住宅の設計及び建設住宅性能評価申請で、1年間に100回以上の申請を行った場合	別表第1、別表第2の評価料金の10%を減額する
共同住宅等の設計及び建設住宅性能評価申請で、過去3年間に100戸以上の申請を行った場合	別表第1、別表第2の評価料金の10%を減額する
その他、センターと申請者等の別途協議により、必要に応じて減額することができる。	

(既存住宅の建設住宅性能評価料金)

- 第5条 業務規程第29条に係る既存住宅（戸建て）の建設住宅性能評価の料金は、別表第3による。
- 2 既存住宅（共同住宅等）の建設住宅性能評価の料金は、別表第4による。ただし、併用住宅、長屋等の場合は別途見積りとする。

(評価料金の返還)

第6条 建設住宅性能評価の申請の取り下げ及び解除を行なった場合の返還の額は、次表(い)欄の申請の取り下げを行った時期に応じた(ろ)欄の率に当該評価料金を乗じた額とする。ただし、戸建住宅においては第4回目の現場検査を実施した日以降及び共同住宅等においては竣工時(最終回)の現場検査を実施した日以降は、料金を返還しない。また、料金が支払われていない場合には、同表により計算した額を当該料金から減じて請求するものとする。なお、室内空気中の化学物質の濃度等の評価にかかる加算額の返還については、その手配及び実施状況により、センターと申請者等で別途協議し決定する。

(い) 欄 (申請の取り下げ及び解除を行った時期)		(ろ) 欄 (当該評価料金に乗ずる率)
戸建住宅	建設住宅性能評価の申請書を乙が受理した日から第1回の現場検査の前日まで	0.95
	第1回目の現場検査を実施した日から第2回の現場検査の前日まで	0.7
	第2回目の現場検査を実施した日から第3回の現場検査の前日まで	0.45
	第3回目の現場検査から第4回の現場検査の前日まで	0.2
共同住宅等	建設住宅性能評価の申請書を乙が受理した日から第1回目の現場検査の前日まで	0.95
	第1回目の現場検査を実施した日から竣工時(最終回)の現場検査を実施する日の前日まで	$1 - \{(J \div N \times 0.95) + 0.05\}$ ※

※ Jは申請の取り下げの日までに既に実施した現場検査の回数とし、Nは検査回数とする。

(評価書の再発行)

第7条 施行規則第4条第4項及び第7条第4項に基づき、住宅性能評価書を再発行する場合の料金は、1通につき2,000円とする。

(額の計算方法等)

第8条 評価料金の額の計算は、100円未満を切捨てとする。

2 本規程に該当しない場合は、別途センターと協議して定める額とする。

(検査に係る地域別割増料金)

第9条 建設住宅性能評価に係る検査で、当該検査地域が別表第5に定める対象地域においては、同表の地域区分に応じた割増料金を第3条及び第5条の規定による額に加算する。

2 検査の結果により、申請に係る建築物等の再検査を行う当該地域が別表第5に定める対象地域においては、同表の地域区分に応じた割増料金を第3条及び第5条の規定による額及び前項の規定による額に対し、さらに追加加算する。

3 理事長が必要と認めた場合は、前2項の規定によらないことができる。

附 則

この規程は、法第 15 条第 1 項の規定による国土交通大臣に認可を受けた日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

別表第 1

設計住宅性能評価料金

(消費税込：単位 円)

	当該建築物に係る部分の床面積	日本住宅性能表示基準のうち住宅性能評価を受けなければならない性能表示事項のみについて評価する場合	左記に加え、それ以外の性能表示事項を評価する場合
戸建住宅	100 m ² 以内	20,000	20,000 + (N × 1,000)
	100 m ² 超	24,000	24,000 + (N × 1,000)
共同住宅等	250 m ² 以内	30,000 + M × 8,000	30,000 + M × (8,000 + N × 1,000)
	250 m ² 超 500 m ² 以内	40,000 + M × 8,000	40,000 + M × (8,000 + N × 1,000)
	500 m ² 超 1,000 m ² 以内	50,000 + M × 8,000	50,000 + M × (8,000 + N × 1,000)
	1,000 m ² 超 2,000 m ² 以内	65,000 + M × 8,000	65,000 + M × (8,000 + N × 1,000)
	2,000 m ² 超 3,000 m ² 以内	80,000 + M × 8,000	80,000 + M × (8,000 + N × 1,000)
	3,000 m ² 超 5,000 m ² 以内	100,000 + M × 8,000	100,000 + M × (8,000 + N × 1,000)
	5,000 m ² 超 10,000 m ² 以内	150,000 + M × 7,000	150,000 + M × (7,000 + N × 1,000)
10,000 m ² 超	200,000 + M × 7,000	200,000 + M × (7,000 + N × 1,000)	
<p>表中の M は評価対象住戸数。 表中の N は追加して評価する性能表示事項の数。ただし、3 以上の場合は 3 とする。 併用住宅（併用部分が他住戸等として取り扱わない場合）は、戸建住宅の料金を適用する。</p>			

別表第2

建設住宅性能評価料金

(消費税込：単位 円)

	当該建築物に係る部分の床面積	日本住宅性能表示基準のうち住宅性能評価を受けなければならない性能表示事項のみについて評価する場合	左記に加え、それ以外の性能表示事項を評価する場合
戸建住宅	100 m ² 以内	68,000	68,000
	100 m ² 超	78,000	78,000
共同住宅等	250m ² 以内	110,000+M×8,000	110,000+M×(8,000+N×1,000)
	250m ² 超500m ² 以内	140,000+M×8,000	140,000+M×(8,000+N×1,000)
	500 m ² 超 1,000 m ² 以内	200,000+M×8,000	200,000+M×(8,000+N×1,000)
	1,000 m ² 超 2,000 m ² 以内	300,000+M×8,000	300,000+M×(8,000+N×1,000)
	2,000 m ² 超 3,000 m ² 以内	400,000+M×8,000	400,000+M×(8,000+N×1,000)
	3,000 m ² 超 5,000 m ² 以内	500,000+M×8,000	500,000+M×(8,000+N×1,000)
	5,000 m ² 超 10,000 m ² 以内	600,000+M×7,000	600,000+M×(7,000+N×1,000)
	10,000m ² 超	650,000+M×7,000	650,000+M×(7,000+N×1,000)

表中の M は評価対象住戸数。

表中の N は追加して評価する性能表示事項の数。ただし、3 以上の場合は 3 とする。

併用住宅（併用部分が他住戸等として取り扱わない場合）は、戸建住宅の料金を適用する。

室内空気中の化学物質の濃度等を評価する場合は、上記金額に表 2-2 の金額を加算する。

建設住宅性能評価において、再検査を行う場合の追加料金

(税込金額:単位 円)

	床面積	再検査 1 回当たりの追加料金
戸建住宅	100 m ² 以内	18,000
	100 m ² 超	20,000
共同住宅等	500m ² 以内	20,000
	500m ² 超2,000m ² 以内	50,000
	2,000m ² 超	100,000

表 2 - 2

室内空气中の化学物質の濃度等の測定を行う場合の加算額

(税込金額:単位 円)

住戸数	ホルムアルデヒド (1住戸あたり)	ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、 エチルベンゼン、スチレン(1住戸あたり)
1	30,000	50,000
2	25,000	42,000
3~5	23,000	39,000
6~10	21,000	35,000
11~30	19,000	32,000
31~	18,000	30,000

・簡易測定方法を採用し、評価対象1住戸あたり測定箇所は1箇所とする。
・申請者等の希望により、評価対象住戸内の測定箇所を、センターの採用している測定方法の必要箇所を越えて測定を行う場合は、その超えた箇所数1箇所当たり下記の額を上記金額に加算する。

(1)ホルムアルデヒド	15,000 円
(2)ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン	25,000 円

別表第 3

既存住宅（戸建住宅）の建設住宅性能評価料金

(1) 劣化等の状況に関すること

(消費税込:単位 円)

	現状検査（必須項目）	特定現況検査（選択項目） (蟻害検査、腐朽調査)
200㎡未満	80,000	別途見積もり
200㎡以上	90,000	

・設計図書がない場合の図面作成費は別途見積もり
・再検査を行う場合は、検査1回につき20,000円

(2) 個別性能に関すること

(消費税込:単位 円)

	新築時の建設住宅性能 評価書が有る場合	新築時の建設評価書がない場合	
		設計図書有り	設計図書なし
構造の安定に関する こと	20,000	40,000	別途見積もり
構造以外の項目 (1項目あたり)	2,000	5,000	

・室内空气中の化学物質等の濃度の測定が必要な場合は、新築住宅と同じ料金
・石綿含有建材および石綿粉じん濃度の測定が必要な場合は、別途見積もり

別表第4

既存住宅（共同住宅等）の建設住宅性能評価料金

（ただし、併用住宅・長屋等は別途見積）

(1) 共用部分（1住棟あたり）

（消費税込：単位 円）

	現状検査 （必須項目）	特定現況検査（選択項目） （蟻害検査、腐朽調査）	個別性能
500㎡以内	120,000	別途見積もり	
500㎡超2,000㎡以内	200,000		
2,000㎡超	別途見積もり		
<ul style="list-style-type: none"> ・設計図書がない場合の図面作成費は別途見積もり ・再検査を行う場合は、別途見積もり ・新築時の建設住宅性能評価書が有る場合は、別途見積もり 			

(2) 専用部分（1住戸あたり）

（消費税込：単位 円）

	現状検査 （必須項目）	特定現況検査（選択項目） （蟻害検査、腐朽調査）	個別性能
一戸当たり	40,000	別途見積もり	
<ul style="list-style-type: none"> ・設計図書がない場合の図面作成費は別途見積もり ・再検査を行う場合は、別途見積もり ・新築時の建設住宅性能評価書が有る場合は、別途見積もり 			

別表第5

地域別割増料金（第9条関係）

（消費税込：単位 円）

地域区分	割増料金	対象地域		
		神奈川県	山梨県	愛知県
A地域	5,000	小田原市、南足柄市、山北町	該当なし	該当なし
B地域	10,000	伊勢原市、平塚市、秦野市、二宮町、大磯町、中井町、大井町、松田町、開成町	甲府市、中央市、昭和町、都留市、笛吹市、市川三郷町、早川町、富士川町、西桂町、道志村	田原市、蒲郡市、東栄町、設楽町、豊根村、岡崎市、安城市、幸田町
C地域	15,000	厚木市、藤沢市、茅ヶ崎市、相模原市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、寒川町、愛川町、清川村	大月市、甲斐市、南アルプス市、韮崎市、北杜市	名古屋市、春日井市、瀬戸市、豊明市、日進市、長久手市、尾張旭市、東郷町、豊田市、刈谷市、西尾市（佐久島を除く。）、知立市、高浜市、みよし市、碧南市、半田市、大府市、東海市、知多市、東浦町、阿久比町
D地域	20,000	横浜市、川崎市、鎌倉市、横須賀市、逗子市、三浦市、葉山町	甲州市、山梨市、上野原市、小菅村、丹波山村	一宮市、小牧市、稲沢市、江南市、北名古屋市、清須市、岩倉市、犬山市、豊山町、大口町、扶桑町、あま市、津島市、愛西市、飛島村、蟹江町、大治町、弥富市、常滑市、武豊町、美浜町、南知多町、西尾市（佐久島に限る。）

※1 割増料金は、建設住宅性能評価の検査1回毎の額とする。

※2 建築基準法による中間検査、完了検査を同時に行う場合を除く。